

令和7年度川崎市平和館平和推進補助事業に係る補助金募集要領

○事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施・完了する事業

○応募期間

令和7年2月1日（土）から令和7年2月28日（金）まで（必着）

○受付・問合せ先

川崎市平和館 補助金担当

〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町33-1

電話：044-433-0171 E-mail：25heiwa@city.kawasaki.jp

1 事業の概要

平和推進補助事業は川崎市平和館平和推進補助事業に係る補助金交付要綱に基づき、市民や団体等が実施する平和推進事業に対して川崎市が補助金を交付するものです。

2 対象事業

次のいずれかに掲げる条件に適合する市民の公益を目的とする平和推進事業で、市長が補助することを適当と認めたもの

- （1）核兵器廃絶、軍縮及び非核三原則の完全実施を求める市民による自主的な平和推進事業
- （2）武力紛争、人権、差別、環境、飢餓・貧困等の諸問題の解決に寄与する市民による自主的な平和推進事業

3 応募の要件

市民や団体等が行う平和推進事業で、次の要件をすべて満たすもの

- （1）川崎市内で実施する事業であること
- （2）事業計画書、事業予算書、団体等の規約、役員名簿及び活動概要書等が提出できること。
- （3）事業終了後、速やかに事業実施報告書と事業収支表（領収書の写し添付）が提出できること。
- （4）応募は1団体につき1事業になります。

4 応募の制限

次に該当する事業や団体等は、応募対象外とします。

- （1）営利を目的とする事業
- （2）特定の団体、グループ又は個人のみの利益に寄与する事業

- (3) 市の政治的、宗教的中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 他から委託された事業
- (5) 市の他の機関における補助制度を利用する事業
- (6) 公序良俗に反する事業・団体等
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（以下「法」という。）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (8) 団体の代表者又は役員が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

5 補助金の交付金額

補助対象事業費	補助金の交付金額
市民や団体等が実施する平和推進事業	
補助対象の事業費 20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円
補助対象の事業費 50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円
補助対象の事業費 100,000 円以上 200,000 円未満	30,000 円
補助対象の事業費 200,000 円以上 300,000 円未満	40,000 円
補助対象の事業費 300,000 円以上	50,000 円

※審査により申請金額が満額認められない場合があります。

6 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施・完了する事業

7 応募方法

次の申請書類を郵送・持参・「オンライン手続きかわさき」のいずれかにより提出してください。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業予算書
- (4) 団体等の規約等、役員名簿及び活動概要書

※(1) 補助金交付申請書及び(3) 事業予算書は、市ホームページからダウンロードできます。次の URL 又は二次元コードからアクセスください。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000165017.html>

※(2) 事業計画書には、展示・イベント・講演などの実施内容をできるだけ詳細に記載してください。不十分な記載では補助金交付決定ができません。

※提出した申請書類は返却いたしません。控えをとり保管してください。



※場合により、上記以外に追加資料を求める場合があります。

8 応募期間

令和7年2月1日（土）から令和7年2月28日（金）まで（必着）

※郵送の場合、令和7年2月28日午後5時まで必着です。

※持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時までです（休館日の2月3日・10日・17日・18日・25日は受付できません）。

9 申請書類の提出先

（1）郵送・持参

【提出先】

川崎市平和館 補助金担当

〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町33-1

（2）オンライン手続きかわさき

次の URL 又は二次元コードからアクセスしてください。

<https://lgpos.task->

[asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/de38c7b2-](https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/de38c7b2-47a4-4e2a-a8b4-ca79358c563c/start)

[47a4-4e2a-a8b4-ca79358c563c/start](https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/de38c7b2-47a4-4e2a-a8b4-ca79358c563c/start)



10 交付の決定

提出された申請書類について、平和推進補助事業選定委員会を開催し、補助事業及び交付金額を決定します。決定後に、交付決定通知書又は不交付決定通知書を送付いたします。

11 その他留意事項

- （1）申請事業に関し、川崎市の他の補助制度（川崎市の補助金等を原資とする川崎市以外の団体の補助制度を含む。）と重複して補助金の交付を受けることはできません。
- （2）申請内容に虚偽等があったとき、補助金を他の用途に使用したとき、交付の決定若しくは条件等に違反したとき、又は暴力団排除のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- （3）補助金交付決定後に事業内容の変更・中止をする場合は、事前に申請が必要です。申請のないまま変更があった場合は、補助対象外になる可能性があります。
- （4）提出された申請書類について、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき開示する場合があります。
- （5）川崎市暴力団排除条例に基づき団体の代表者又は役員が排除対象者に該当しないことを神奈川県警察本部に照会します。
- （6）補助金交付決定には川崎市議会において予算の議決を要します。

受付・問合せ先

川崎市平和館 補助金担当

〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町33-1

電 話：044-433-0171 E-mail：25heiwa@city.kawasaki.jp